

亀山市公告第5号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部建設管理課管理グループに備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和8年1月22日

亀山市長 櫻井義之

1 法定外公共物の種類

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受けない水路

2 法定外公共物の所在及び面積

- (1) 亀山市布気町字山子964番2地先 196.78㎡
- (2) 亀山市布気町字山子965番3地先 54.32㎡